⑷　工事内容
①　実施設計（以下「設計業務」という。）
イ）ランプ更新設計（新保土ヶ谷ＩＣ　Ｄランプ・Ｅランプ・Ｇランプ）一式、床版取替設計（新藤塚橋（上り線・下り線））一式
ロ）設計業務履行期間　契約保証取得の日の翌日から720日間
ハ）本設計業務について、主たる部分を第三者へ委任し、又は請け負わせることは認めない。
②　施工（以下「建設工事」という。）
イ）上記①イ）ランプ更新設計の成果に基づく施工一式、上記①イ）床版取替設計の成果に基づく施工一式
ロ）工期　優先交渉権者との価格等の交渉により合意した期間

⑸　本工事は、公共工事の品質確保の促進に関する法律第18条に規定する「技術提案の審査及び価格等の交渉による方式」（以下「技術提案・交渉方式」という。）の設計交渉・施工タイプの対象工事であり、優先交渉権者として選定された者と設計業務の契約を締結した後、発注者と優先交渉権者との間で締結される基本協定に基づき価格等の交渉を実施し、交渉が成立した場合には建設工事の契約を締結する工事である。

⑹　本工事は、競争参加資格確認申請を行った者（以下「競争参加希望者」という。）のうち、競争参加資格があることが確認された者に対して技術提案書の提出要請を行い、技術提案書の提出を行った者と技術提案書の内容に関するヒアリング（技術対話）を実施し、技術評価点が最も高い者を優先交渉権者として選定する。

なお、優先交渉権者との価格交渉が成立しなかった場合は、次順位の者と同様の手続きを行い、以降交渉が成立するまで次順位以降の者と同様の手続きを行う。

⑺　本建設工事に先立って実施する設計業務の規模は5.2億円程度（税込み）を想定している。また、本建設工事の想定規模は競争参加希望者に対して別途通知する。

２　競争参加資格

⑴　審査基準日（下記４⑶に示す競争参加資格確認申請書等の提出期間の最終日をいう。以下同じ。）において、東日本高速道路株式会社の契約規程実施細則第６条の規定に該当しない者であること。

⑵　下記４⑷に示す技術提案書の提出期限の最終日において、下記①又は②のいずれかに該当するものであること。

なお、工事種別ごとの施工内容は下記のとおり想定しているが、特定建設工事共同企業体・乙型（分担施工方式）（以下「特定ＪＶ乙型」という。）の協定内容を拘束するものではない。また、以下に示す施工内容については附帯工事として、いずれの工事種別に含まれてもよいものとする。なお、施工内容が重複する提案の場合は、該当するすべての工事種別を有すること。

土木工事：橋梁基礎工、橋梁下部工（コンクリート又は鋼コンクリート複合構造）、既設橋梁下部工の拡幅及び補強工

ＰＣ橋上部工工事：橋梁上部工（ＰＣ又はＰＲＣ構造）

鋼橋上部工工事：橋梁下部工（鋼構造）、橋梁上部工（鋼又は鋼コンクリート複合構造）

橋梁補修工事：床版取替工、既設橋梁撤去工、既設橋梁上部工の拡幅工及び補強工

①　単体で競争参加する場合　工事種別「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「橋梁補修工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者で、かつ、当該資格の認定の際に算定された客観的事項に係る点数（以下「経営事項評価点数」という。）が「土木工事」については1450点以上、「ＰＣ橋上部工工事」については1300点以上の者、「鋼橋上部工工事」については1300点以上、「橋梁補修工事」については1200点以上であること。

②　特定ＪＶ乙型を構成して競争参加する場合　工事種別「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「橋梁補修工事」のうち、技術提案の内容が該当する工事種別に係る東日本高速道路株式会社の「令和５・６年度工事競争参加資格」を有する者で次の１）から４）のうち、該当する工事種別の条件を満たす構成となっていること。また、構成員の数は２者から12者（工事種別ごとに最大３者）とし、「土木工事」、「ＰＣ橋上部工工事」、「鋼橋上部工工事」、「橋梁補修工事」のうち複数の工事種別の構成員を兼ねることができるものとする。なお、特定ＪＶ乙型を構成するすべての構成員が「２　競争参加資格」を満たすこと。

１）工事種別「土木工事」に係る施工を行う者
施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・施工を行う者が１者の場合：1450点以上
・施工を行う者が２者又は３者の場合：1350点以上

２）工事種別「ＰＣ橋上部工工事」に係る施工を行う者
施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・施工を行う者が１者の場合：1300点以上
・施工を行う者が２者又は３者の場合：1200点以上

３）工事種別「鋼橋上部工工事」に係る施工を行う者
施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・施工を行う者が１者の場合：1300点以上
・施工を行う者が２者又は３者の場合：1200点以上

４）工事種別「橋梁補修工事」に係る施工を行う者
施工を行うすべての者の経営事項評価点数が以下のとおりであること。
・施工を行う者が１者の場合：1200点以上
・施工を行う者が２者又は３者の場合：1100点以上

⑶　審査基準日において、会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。（ただし、当該申立てに係る手続開始の決定後、あらためて競争参加資格の再認定を受け、上記⑵に示す条件を満たす場合を除く。）

⑷　審査基準日から設計業務に係る契約の相手方決定の日までの期間（期首及び期末の日を含む）において、東日本高速道路株式会社から「地域３（関東支社が所掌する区域）」において、競争参加資格停止を受けていないこと。また、建設工事に係る契約の相手方決定の日において、競争参加資格停止期間中ではないこと。

⑸　審査基準日において、平成20年度以降に元請として完成及び引渡しが完了した下記１）～４）のうち技術提案の内容が該当する工事種別が係る同種工事の施工実績をすべて有すること。

ただし、当該工事を共同企業体の構成員として施工した場合は、出資の割合（出資比率）が20％以上である場合に限り施工実績として認める。

なお、同種工事の施工実績を同一の工事において有する必要はない。

また、東日本高速道路が発注した「確定した判決又は公正取引委員会による課徴金納付命令若しくは排除措置命令において独占禁止法違反行為があったとされる工事」の施工実績及び工事成績評定点合計（以下「評定点合計」という。）を発注者から通知されている場合で、次のイ）又はロ）に該当する工事の施工実績は施工実績として認めない。

イ）東日本高速道路株式会社又は旧日本道路公団の工事については、評定点合計が65点未満の工事

ロ）国、地方公共団体等の工事においては、評定点合計が一定の点数未満であり、当該発注機関の競争入札において施工実績として認めていない工事

１）土木工事
同種工事ａ　躯体高さ（フーチング下端から桁座面までの高さの代表値）５ｍ以上のコンクリート橋台又は橋脚の工事
同種工事ｂ　基礎ぐいを施工した工事
同種工事ｃ　自動車専用道路において、車線規制を実施した工事（片側交互通行規制及び通行止めは可、路肩規制は不可）
特定ＪＶ乙型を構成して競争参加する場合、同種工ａ及びｂは当該工事種別のすべての構成員が施工実績を有すること。同種工事ｃはいずれかの構成員が施工実績を有すること。